会議名	令和4年　第4回外部評価委員会
日　時	令和4年８月８日(月)18:00～20:00
場　所	全員協議会室
構成員	壬生委員長、副委員長、寺田委員、宮﨑委員、小坂委員 【事務局:政策共創室　藤原室長、御坊谷室長代理、太田総括主査、石橋主事】
出席者	○「子育て支援の充実(205)」 こども未来部　　重成部長 こども支援課　　岩本課長、宍道課長代理 こども政策課　　山本課長、油谷総括主事 生涯学習推進室　岡田室長代理 図書館　　加藤館長 市民福祉課　　梶間課長 ○「介護保険の健全な運営(206)」 健康福祉部　　宍道部長 介護保険課　　藤村課長、佐藤総括主査、鎌原総括主査 市民福祉課　　梶間課長 こども政策課　　山本課長

【内容】

1.　開会あいさつ

2.　ヒアリングの進行順序等

3.　施策のヒアリング

○「子育て支援の充実(205)」

○「介護保険の健全な運営(206)」

4.　判定区分等についての協議

5.　その他

【要旨】

1.　開会あいさつ

事務局

・本日の出席は、委員定数5名に対して5名。阪南市外部評価委員会条例第5条第2項の規定によって本日の会議は成立していることを報告。

・本日の傍聴者は無し。

2.　ヒアリングの進行順序等

委員長

・早速だが、案件2　ヒアリングの進行順序等について事務局から説明を。

事務局

・まず、施策の主担当課から、施策の概要を説明。説明者は、事前に事務局が提供した質問票の回答を踏まえ、簡略かつ適切な説明に心がけ、5分を目途に説明を終了してほしい。なお、説明時間 5 分を経過したときにベルを1回、さらに2分経過したときにベルを2回鳴らす。

・次に、説明終了後、30 分の質疑応答を設定。質疑応答時間の終了5分前にベルを1回、30 分経過したときにベルを2回鳴らす。質疑応答終了後は説明者が退席し、後続案件の説明者は速やかに説明者席に移動をお願いする。

・外部評価実施要領に基づき、施策のヒアリングは公開するが、判断区分等についての協議については、非公開とする。

・傍聴人がいる場合は、ヒアリング終了後退席してもらう。

・外部評価の結果については、後日会議録で公開。

3.　　施策のヒアリング

・案件 3、施策のヒアリングに進む。

○「子育て支援の充実(205)」

委員長

・子育て支援の充実について、こども未来部こども支援課から説明を。

こども支援課

・こども支援課より施策コード 205、施策名「子育て支援の充実」について概要を説明する。
施策シート令和 4 年度分計画分に沿って説明する。本施策はこども支援課、こども政策課、図書館、生涯学習推進室、市民福祉課の事務事業によって構成されている。本来であればすべてを説明すべきところであるが、代表的な部分のみ説明をさせて頂く。先ず 1 の施策概要として、施策のめざす姿に記載の通り、「市民や子育て世代が、子育てと仕事の両立が出来るよう、地域全体が子育てを支援し、安心して子供を産み育てたいと思える町になっています。」を掲げている。次に 2、計画(令和 3 年度)であるが、令和 2 年 3 月に策定した第二期阪南市子ども子育て支援事業計画に基づき、本市の子ども子育て支援の更なる充実を図るとともに、阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、安全安心で快適な保育を受けることが出来る施設整備を進める。また、保育施設等において新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス等の感染症予防対策に努める。子育て支援事業、児童手当等事業、ブックスタート事業などを継続して実施する。併せて児童虐待に関する相談支援体制・専門性の更なる強化を図ることを取組方針に、様々な事務事業を実施した。

・次に 3、実行の中の、施策の達成状況を説明する。

・先ず、出来たこととして、事業を実施する上で欠かせない新型コロナウイルス感染症対策や、令和元年 12 月に策定した、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく事業などを記載している。出来なかったこととしては、昨今における全国的な少子化や保育士不足、新型コロナウイルス感染症の影響などを記載している。

・次に、4、評価について説明する。

・令和 3 年度の本施策を実行し、先ほど説明した「出来たこと」と「出来なかったこと」を踏まえ、担当課による内部評価としては、★2つ、「施策のめざす姿に近づいている」とさせて頂いた。保育所の改修

も含め、予定通りに事業を実施し、子育て支援の基盤は形成されつつあると考えているものの、保育施設への入園者にあたって、特定施設への希望では全ての保護者のご希望に沿えなかったことがあり、★3つ、「実現している」の評価には至らなかった。また、記載はしていないが、地域子育て支援センター利用組数、ファミリーサポートセンター利用者数、会員数の減少については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きかったものと考えている。今後の社会情勢を注視しながら、事業を実施していく必要があると考えている。

・次に、5、改善・見直しについて、令和３年度では公立保育所の保育士等が不足したことに対する考え方を記載している。令和４年度では公立保育所施設の整備、統合もあり、一定の保育士等を確保できているが、延長保育や支援が必要な子どもの対応のための人員確保には、今後も努めていく。

・なお、6、参考、計画（令和４年度）では引き続き、子育て支援の充実施策のもと、施策のめざす姿を、「子ども一人一人の個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれるとともに、親も子どもの成長などを通じて、親として成長していく喜びや生きがいが得られる地域を実現するため、地域全体で子育てを支え合っている。子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの人権を尊重したまちになっている。子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てが出来るよう、地域における子育てを積極的に支援している。」としている。また、取組方針としては、「令和２年３月に策定した、第二期阪南市子ども子育て支援事業計画に基づき、本市の子ども子育て支援の更なる充実を図るとともに、阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、安全・安心で快適な保育を受けることが出来る施設整備を進める。また、保育施設等において、新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス等の感染症予防対策に努める。子育て支援事業、児童手当等事業、ブックスタート事業などを継続して実施する。併せて児童虐待に関する相談支援体制・専門性の更なる強化を図る。」としている。以上、簡単ではあるが、本施策の概要の説明である。宜しくご審議頂きたい。

【質疑】

委員

・事前に１番と２番の質問をさせて頂いている。今の説明の中で、ファミリーサポートセンター利用者数の減少について、コロナの影響であるという話があったが、それに対応して何か実施されたことはあるか。もう一つは、ファミリーサポートセンターの利用会員と協力会員でみると、利用会員の方が減ってきているということを回答内容から見受けられる。これについては何か理由があるのか。追加で２件の質問について回答をお願いしたい。

こども支援課

・先ず1点目のファミリーサポートセンター利用者の減少について、これは過去２年間減少傾向にあるが、ファミリーサポートセンター事業というものが、今現在の利用の形が、子どもの習い事の送迎であるとか、留守家庭児童会が終わってからの預かりというものが一番多くなっている。そのような中、コロナ禍において学校授業の方が休業になると、そういった利用が少なくなるので、減少しているものと考えている。また、コロナ禍の中で、どういった対策を取ったかということであるが、コロナ禍でも利用される方はいるので、ファミリーサポートセンター事業を止めることなく実施していた。その中で、会員の方には感染症対策について気を付けて頂きながら、実施してきた。もう一つ、コロナ禍以外での

利用会員の減少については、ファミリーサポートセンター自体が、小学校 6 年生までの子どもがいる方が利用対象となる。こうなってくると、やはり少子化の影響もあり、6 年生を終わると退会されるので、その後に入ってくる方がどうしても少なくなってくる。そのため利用会員減少の要因の一つではないかと考えている。

委員

・質問として、22～26 まで上げさせて頂いた。全体的に、コロナの影響についてどのように考えているかをお聞かせ頂いたと思う。その中で、少し追加で伺いたい。

一つは、23 番に書かせて頂いている。令和 4 年度はハード面について予算は追加されていると思ったが、ソフト面についての検討をされているかということを伺った。回答としては、消毒等の予算や、既存の中で検討しているというものであった。新たなソフト事業は無いということであったが、実際に予算を立てる時に行政の方は物ありきで予算を立てるのかと思うが、「何かこういったことを行ったら良いのでは。」ということを聞ければ。何か職員の方で、考えていれば教えて頂きたい。

もう一つは、25 番について、委員全員の日程が合わないということで、会議の方法を変えることは出来ないかということを伺った。夜間に会議を行ったり、事前に質問をされているということで、結構工夫してされていると思った。現役世代の方はインターネットを使ったりということもあるので、オンラインでの会議ということを検討される余地があったかと思う。その辺りはどうであるか。

また、子ども医療助成金に関して、自治体によって対象年齢が違う。私の知っている違う自治体であれば 18 歳までというところもあるが、阪南市は中学校卒業年度までと伺っている。今後こういった部分を公平にしてもらえたらと思うので、何か工夫できそうなこと等があれば、応えられる範囲で教えて頂きたい。

こども支援課

・それでは 23 番の方から回答させて頂く。コロナの中でのその他の取組としては、国の方からも補助が出ているが、低所得の世帯等に対する臨時給付金の給付等を行っている。そちらについては、低所得の 18 歳までの方を対象に、50,000 円ないし 100,000 円という形で給付を行った。

具体的には、低所得の方に対する臨時給付金として、ひとり親世帯に対する分とひとり親世帯以外の方に対する分ということで、それぞれ 50,000 円ずつの給付を、令和 3 年度中に実施した。また、子育て世代の臨時特別給付金として、現金 50,000 円、クーポン等で 50,000 円ということで、お一人当たり 100,000 円の給付をさせて頂いた。

令和 4 年度としては、引き続き同じような給付をさせて頂いている。

こども政策課

・25 番については、こども政策課から回答する。本会議については、子ども子育て支援法という法律に基づく会議ということもあり、会議の構成が 20 人弱、現状 18 名が委員になっている。そういった多数の方がいらっしゃるということと、夜からの時間で開催させて頂いてはいるものの、夜間に仕事をされている方もおり、なかなか日程が合わないという側面がある。先ほどおっしゃって頂きましたように、会議の会長と、オンラインの開催も含めて検討させて頂いた経緯もある。しかし、法で定められた会議ということもあり、生の声を聞く方が良いということから現状の形を取っている。

こども支援課

・26 番の子ども医療費助成制度について回答させて頂く。こちらについては、令和 3 年度 4 月時点の大阪府内の状況は、半々くらいで「18 歳到達年度末まで」、もしくは「中学校卒業年度末まで」となっている。年齢が高くなれば費用負担が多くなるので、大阪府市長会等を通して、国や府に対し、一律の財政支援、対応を要望しているところである。

委員

・16 番、21 番について。

16 番について、担当部局でお願いするというよりも、市全体で考えて頂きたいということで、意見を述べさせて頂きたい。阪南市は財政非常事態宣言を出して、イメージも非常に悪い状態であり、子育て世代が阪南市に住んで頂けるか心配している。その悪いイメージを少しでも払拭するためにも行った方が良いことがある。職員の退職積立金も含んだ人件費の、6 人分くらいの費用となる。役所は事業計画を立てる際に、経費で予算化すると思う。民間ではその経費プラス投資額というものがある。投資というのは、メーカーであれば設備を更新して生産量をさらに増やし、利益を上げるという目論見があって予算化する。なので、子どもにお金を支給するということを投資として捉えたら、これくらいの金額は渡せるのではないかと考えている。これは市全体で考えて頂きたいと思う。これはあくまで意見である。

21 番については、子どもが一人で立ち寄れる、安心して利用できる居場所づくりの取組の一環であると思っている。会場は市の施設（一部社協の施設）であるが、民間施設の協力を得て、学校や家庭以外で子どもの居場所づくりに取り組んでいる事例がある。大阪市の天王寺区では大阪教育大学の学生が支援をしており、自習や宿題のサポート、大人との会話、こども食堂、そういった学校、家庭以外の民間で支援をするような組織が出来ている。今回取り組まれているのは、どちらかといえば公的な企画であるが、公的機関、家庭以外で民間に広げていく考えはあるか。

生涯学習推進室

・子どもの居場所事業について、現在市内 3 か所で開設しているが、公共施設での開催が主になっており、我々としても民間施設を活用し、学生ボランティアを導入した形というものについては、現在描けていない。現在行っている事業は、委託先である NPO 法人とともに、会場自体に特に何を準備しているということはないが、広い場所で子ども達が安心して、安全な環境の下で異年齢の子どもたちが集い遊んで時間を過ごせるというようなことを目的として設置している。おっしゃって頂いたように、大阪市内などで活動されている団体についても、そういった自治体があることは認識しているが、まだそこまでの広がりについては模索している状況である。

委員

・たくさんの事業を取り入れて頂き有り難い。8 番～12 番に関して質問したい。8 番について、こども支援課より回答頂き、現時点での計画は無いということであったが、出生率が非常に下がってきており、明治 32 年の統計開始以来、初めて 90 万人を割っている。非常に深刻な状態ということは認識されているかと思う。阪南市だけの問題ではないが、財政非常事態宣言を出しているので計画は無

いということであれば、何もかもが尻すぼみになっていって、明るい展開は無く、こういう状況の中で阪南市で子どもを産んで育てていこうという人はいなくなる。要は今の課題は、人口減少や税収が上がらないということ。縦割りの中で言えば計画は無いということだが、もっと阪南市全体を見て、例えばの話であるが、子どもを産んだ方の住民税や固定資産税について、横のつながりでお金が無い中で相談できるような考えはないか。

こども支援課

・8 番について回答する。歳入・歳出の部分で言うと、財政非常事態宣言を考えざるを得ない状況にある。何かないかという点については、事業の継続性、他課とのバランス、市全体での思考というものが避けられないと考えている。そういった中で、許される状況となったら、現在、他団体で、出産のお祝い品ということで「ベビー用品」、「フォトフレーム」、「絵本」あるいは「乳児用の防災グッズ」などもある。そのようなところにも取り組んでいきたい。

委員長

・いくつか質問をさせて頂きたい。4 番について、「希望の入所施設に入所できない入所待ちが発生している。」ということに対して、対応をご回答頂いているが、市として各施設に対して受け入れを要請しているというのは、おそらくそのタイミングでのことだと思う。抜本的に何か手立てを講じているということはあるのか。次に 5 番、保育士等の人員不足について、延長保育士や支援が必要なお子さんに対応する保育士等の人員確保は今後も必要という考えだが、これは非常に重要な課題である。それを確保していくにあたって、どういうことが必要なのか、何が足りていないか、考えがあれば教えて頂きたい。6 番に関しては、回答の内容をよく理解できなかったので補足頂きたい。地域子育て支援センターとファミリーサポートセンターの事業を一体的に委託するということが、どんな充実につながるのか、補足頂きたい。以上、3 点について回答をお願いしたい。

こども政策課

・4 番と 5 番の質問から回答させて頂く。4 番について、「定員を超えた受け入れが出来るように要請しています。」と記載をさせて頂いているが、一部の施設においては、年度初めの 4 月から定員がいっぱいになっており、ある園は可能であるが、別の園は不可能ということが多々ある。市としても、市全体で需要と供給のバランスを整え、市民のニーズを把握しないといけないということもあり、広く受け入れが出来るような体制を整えて頂く依頼は常々させて頂いている。一方で、一部の施設においては、4 月の時点で受け入れに余裕があるという状況もある。この 47 人という数字がパッと見ると入れない方がこれだけいるというような印象を受けると思うが、いわゆる「空いてはいるが、あえて入園を希望されない」という方も一定数いる。制度の趣旨とは反するが、いわゆる育児休業を延長するには保育所に入れなかったという証明が、会社の方でゆくゆく必要になるということもあり、保護者の中には入りたくないという希望があって、47 人全てが入りたいかと言われるとそうとは限らない。

・続いて 5 番目の保育士不足について、最大 11 時間あるいは 11 時間 30 分保育所等を開所しており、どの時間で子どもを預けるかについては、保護者の就労状況に左右されるところとなる。特にここ 2 年間については、コロナの影響もあり、比較的家庭でのリモートワークが増え、今までよりも延長保育が必要となっていないご家庭がある。そういった年もあるし、次の年に蓋を開けてみたらたくさんの

希望があるということが出てくるなど、なかなか先を読みにくい事業になっている。しかしながら、延長保育のニーズや障がい児保育の課題など、当然必要な支援だと捉えているので、申込状況や、子どもの状況を確認させて頂いて必要な人員を確保するということが、通年の方法であると認識頂きたい。

こども支援課

・6 番について回答させて頂く。令和 3 年度末までは、地域子育て支援事業について主に直営で実施し、ファミリーサポートセンター事業については委託事業として実施してきた。
令和 4 年度は、「阪南市地域子育て支援事業」として、両事業を一体的に民間事業者に委託することで、民間が持つノウハウや技術を活かし、より一層の充実に繋げていけるようにと考えている。同一の事業者で実施して頂くことによって、子どもの情報や子育て家庭の悩みの把握、ファミリーサポートセンターの利用促進にも繋がると考えている。

委員

・19 番について質問したい。母子・父子福祉対策費の事業について、この事業の継続必要性は認めるが、高校進学は授業料無償化、大学進学は貸付ではなくて給付型に変わってきている。指標というものが、目標に対して 0 ということがずっと続いている。指標そのものを見直す必要があるのではないかと考える。実際担当課で話を聞いた所、相談は結構あるが、実際の指標の数値の実現は出来ていないということ。私としては、相談受付件数を指標とし、相談内容を分類解析して市としての施策に活かすようにすればこの事業の価値はさらに高まると考える。それについていかがか。

こども支援課

・委員のおっしゃるとおり、そもそも貸付制度なので、大阪府等の研修においても、後々の返済のことも考えながら対応するようにという指示が出ている。その中で、昨今においては授業料の無償化、もしくは給付型の奨学金制度が出てきている。そちらで対応できるものは、そちらをご案内するという形で、相談頂いている方のご負担を減らす取り組みをしている。その結果、相談は受けているものの、実際貸付に至った件数が無かったということである。指標として、相談件数の部分を汲むということも、考え方としては在りうるものと考える。

委員長

・7 番について、子育てに関する相談対応の状況ということで、かなりの数の相談を受けており、必要な支援に繋げられているということが分かる。実際支援に繋げて、子育てをしている方の問題を解決していく上で、何か今課題になっていることや、こういう状況があればもっといいのにと思うようなことがあれば教えて頂きたい。

こども支援課

・相談件数は増えているのが現在の状況である。その背景としては、いわゆる虐待等に対する世間の認知が進んでいるということがあると考えている。件数が増加している中で、対応をしっかりと行う必要があると考えている。令和 4 年度から、「家庭児童相談室」が「子ども家庭総合支援拠点」に変わり、

専門の職員を配置して対応を強化している。

委員長

・今のところ、なにかこうした方が良いとか、こういったことをしなくてはいけないというようなこと、新しくしようと思っているところは無いという理解でよろしいか。

こども支援課

・増加状況を確認した上で、引き続き対応を、随時検討して参りたいと考えている。

委員長

・これをもって質疑を終了する。

○「介護保険の健全な運営（206）」

委員長

・介護保険の健全な運営について、健康福祉部介護保険課から説明を。

介護保険課

・介護保険の健全な運営に関して、施策シートに沿って説明させて頂く。本施策は、介護保険課、市民福祉課、こども政策課の事務事業をもって構成されている。施策概要として、高齢者が要介護・要支援状態となっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けている。高齢者が、自分の健康は自分で守るという意識のもと、要介護・要支援状態とならないよう、自らの健康づくり、生きがいづくりに努めているということを掲げている。次に、令和３年度計画について、令和３年３月に策定した第８期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険利用計画に基づき、介護保険事業を安定且つ健全に運営すること、活動団体への事業継続支援、地域包括ケアシステムを推進、進化していくため、地域ケア会員の推進、在宅医療介護連携推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備などをさらに進め、地域包括支援センターがケアシステムの中核機関としての役割を果たすことが出来るように運営指導や支援を行うこと、身近な地域の高齢者を始め、誰もが参加・利用できるような共生型の介護予防拠点を４つの生活圏域に各１か所整備し、健康づくりや生きがいづくりに取り組むことを取組方針に掲げ、様々な事務事業を展開した。

介護保険課

・次に、実行中の施策の状況を説明する。「出来たこと」の主なものとしては、住民主体型サービスを実施している活動団体の継続支援はもちろんのこと、新たに訪問型サービス３団体の立ち上げ支援を行った。また、市民福祉課と連携し、包括支援センターにコミュニティソーシャルワーカーを派遣し、8050 問題など、高齢者だけでなく全世代の総合相談窓口として整備し、相談機能の強化や相談記録の電子システムの導入による業務の効率化にも取り組んだ。令和３年度分から、介護保険料のコンビニ納付を開始した。令和３年度中に、介護予防拠点の公募型プロポーザルを実施し、４か所整備することが出来ている。次に、「出来なかったこと」として、複数の委員から質問があった内容である

が、主治医の認定までの結果が遅くなったというもので、主治医の意見書が遅延したり、認定審査会の職員が長期欠勤するなどで、申請から認定までの期間が既定の 30 日を超えてしまい、遅い方で平均約 40 日、認定まで掛かった。

介護保険課

・次に評価を説明する。令和 3 年度に本施策を実行し、「出来たこと」と「出来なかったこと」を踏まえた担当課による内部評価として、★2 つ、施策のめざす姿に近づいているとさせて頂いた。介護予防拠点の整備や、新規に住民主体型サービスを実施する活動団体の立ち上げ支援、適正な介護保険サービスに取り組んだが、認定までの期間が遅延したこと等で、★3 つには至らなかった。

介護保険課

・次に 5 の改善、見直しについて説明する。第 8 期高齢者介護保険福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの更なる進化、推進していくために、泉佐野泉南医師会と連携し、在宅医療、介護事業を推進していくことで、介護予防事業の推進を図るため、既存事業の見直し、健康準備室と連携しながら、効果的な事業を実施していく。また、認定更新申請がその月までに決定できるように、30日という期間の徹底を図り、適正な介護保険運営を図る。

介護保険課

・令和 4 年度の計画としては、引き続き高齢者福祉、介護の充実の施策をもとに、めざす姿への新たな追加として、高齢者が主体的に生活できる活力のある地域社会を築くため、高齢者の方が地域社会を築く一員として担って頂くなど、高齢者の社会参加を発信している。また、取組方針として主なものは、第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議や医療・介護連携の推進、介護予防事業の推進、生活支援サービス基盤整備などを図り、地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組んでいく。今年度はコロナフレイル対策を重視し、医療機関の専門職と連携したコロナフレイルゼロ運動を実施していく。

【質疑】

委員

・1 番、2 番についてそれぞれ追加で質問をしたい。1 番の相談件数について、CSW の相談実績を加えると、おそらく令和 2 年度とそこまで変わらないと思われる。指標の目標値の考え方を教えて頂きたい。それぞれ毎年目標値が上がっていっている状態であるが、この考え方というのは今後も同じであるのか。要は相談件数を先ず上げていって、要介護認定率も上げていくという考えなのか、そこをお聞きしたい。2 番に関しては、主治医の意見書が遅延しているということであるが、それに対しての督促が遅延しているという話であったはず。それについて理由はどういったところにあるのか、それに対してどのように対策をするのかというところをお聞きしたい。もう一つ、主治医の負担軽減になるような何か対策というのは取れないのか、また審査委員会の委員が欠勤して審査が遅れたということであったが、欠勤したら審査は遅れてしまうのか、それについても確認したい。

介護保険課

・相談件数について、年々増加しているので、今後も増加するであろうということで検討している。まだ地域包括ケアセンターというものが市民にも認識が薄い。地域包括ケアセンターを高齢者の総合相談の場所、あるいは今年度はソーシャルワーカーによる全世代型の福祉相談、地域の身近な相談場所として考えている。何でも相談してもらえたらという想いもあるので、数字的には年々上昇しているということで、目標値を設定している。次に、認定率の件であるが、阪南市では後期高齢者が増加すると予想される。その中で、要介護認定は 75 歳以上の方が多い傾向にあり、介護認定保障というものが今後上昇してくるであろうと認識している。本来であれば、高齢者の方の要介護認定が増えないように、健康事業、介護予防事業に取り組んでいかないといけない。その中で、目標の数値というのは、この数字にならないように取り組むことが重要であるという実績も踏まえている。何もせずに放っておいたら、介護認定率は上がってくるということで目標値が設定されており、目標値に達しないような形で介護予防事業をすることにより、目標より低い数値を実績として上げることが、介護保険としては元気な高齢者の実績となる。

介護保険課

・遅延理由について、主治医意見書の遅れというものが主になる。認定審査会は 2 市 1 町で、岬町、泉南市、阪南市で行われており、そこの会医の割付けも遅れている要因と思われる。2 点目について、主治医の負担軽減に関する質問であったが、認定申請する際に、主治医意見書の記入項目に沿って具体的にチェックをする用紙がある。そのため、具体的な状況を把握するための問診票を、主治医が意見書を書く際に分かりやすいように一緒に送っている。3 点目について、審査会で職員が休んだ場合の負担について、審査会の事務補助の職員が昨年長期で休まれた。調査票、意見書というものが認定審査会の資料となり、それを審査会の委員の先生に、会議の 10 日前にお送りするが、2 市 1 町から送られてきた資料に誤りが無いかなど確認される作業がある。職員が休みだと、その確認作業が滞ってしまうことはある。

委員

・おそらく介護認定等に関しては、法律で決まっているようなものがほとんどであると思われる。
その中で、何か負担軽減が出来ることがあればと思い質問をさせて頂いた。

委員

・二つ伺いたい。22 番について、包括支援センターの相談件数が、目標値の 2.5～5 倍、令和 3 年度も 3.3 倍ということだったので、担当課や阪南市社会福祉協議会への負担が無いかということを確認させて頂いた。それに関して回答を頂いているが、どんな影響があるかということと、対応策を立てているのか、人を増やせるのか、また電子システムを導入しているということだが、反対に事務負担が増える可能性もあるのではないか、その点に関して教えて頂きたい。24 番について、百歳体操の普及啓発に関して、どういう風に取り組みを考えているかということを伺った。行政の立場上、出来ることと出来ないことがあると思うが、民間や NPO、ボランティアとの連携や、百歳体操をするために協力してもらえる人を見つけるなど、協力してもらうために出来ることについての考えはあるか。

介護保険課

・1 点目の包括支援センターの相談件数の実績が大幅に増えている影響と、その対策について、回答にも記載させていただいた通りシステムの導入が一つと、相談内容が複雑化しており、高齢者だけでなく、家庭内の引きこもりなど、多方面から対応しなければならないケースがある。そういったところに、統一的な窓口を設けたり、連携を密にすることによって役割分担をしながらケース対応にあたっていくというような形が一つの対応策である。縦割りにならない役割分担というのは大切になってくると思われるので、限られたマンパワーを効率的にケース対応に充てられるように工夫している。2 点目のシステム導入の件であるが、来庁して書類の提出が必要であった場合や、ケース対応の記録というものが瞬時にオンラインで共有できるので、移動の時間の削減など利便性があり好評となっている。より効果的にこのシステムを今後も活用して参りたい。次に、いきいき百歳体操に関する取り組みについて、限られた人員の中で中心として担って頂く方を発掘し、実施して頂くグループが増えれば増えるほど、業務上のウエイトが重くなってしまうということも有る。ただし、自主組織として伸ばしていかないといけないという点もあるので、そういったところを今後健康事業準備室と相談しながら、社会福祉協議会や民間によるコーディネートの委託も踏まえながら、いきいき百歳体操の輪を広げていけたらと考えている。

委員

・15 番と 17 番について追加質問をしたい。15 番について、いきいき交流センターの事業で、介護予防普及事業を行う予定があるかという質問に対して回答頂いていないのでお願いしたい。送迎の車も出しているので、たくさんの人が集まっているところで、介護予防普及事業を行った方が効果的出ると考えるがいかがか。17 番について、共生型介護予防拠点についてであるが、阪南市に在住して経緯を知っているものからすると、ちょっと違うのではないかと感じる。いきいき交流センターは令和 2 年 4 月にスタートしたが、このスタートに当たって水野市長より、「多世代の人が使う施設でお子さまも利用できる。」ということを言っていた。HP にも「共生型地域社会を実現するために、ここを拠点とする。」と書いてある。施設管理者にもお聞きしたが、そういった取り組みが出来ていないということで反省されていた。HP に掲載しているような、多世代の方が利用するといった施設に早く持っていくように努力すべきと考えるがいかがか。

介護保険課

・施策シートの高齢者支援の充実に記載させて頂いており、もともと地域福祉センターということであったので、カウントと集計の仕方を少し変えているという状況である。今後ご意見等があれば、介護保険事業の中に含める形にするということも考えている。

委員

・施策シートの中では、いきいき交流センターの利用者は除くと書いてある。そのため、単純に解釈して介護予防普及事業を行っていないのかということで考えていた。事情は説明で理解した。

介護保険課

・その辺りの書き方については検討させて頂きたい。

介護保険課

・17 番について回答する。老人福祉センターからいきいき交流センターへの変更については、多世代型、共生型として赤ちゃんからお年寄りまで皆さんが使える施設ということで再出発をしている。回答が重複するが、介護予防を行う高齢者の集いの場としての性質がベースにあるということがあり、利用者の拡大というところを図っていきたいと考えているところである。また、介護予防拠点としての周知についても、まだまだ市民へ十分に至っていない。先ずは高齢者の介護予防に主眼を置いて利用者の増加を図りたい、ただ高齢者の方だけ集めたらよいのかということではなくて、共生型の施設として出発している以上は、今後も多世代の方が何か一緒に集えるような取り組みが必要。今、介護予防拠点の連絡会というものを 2 カ月に一度行っていて、拠点の施設長を集めて検討を行っている。その中で検討を進めたいと考えている。

委員

・共生型介護予防拠点ということで、過大に PR しているところがあると思う。HP は他市の方も見る。実際現実には老人の施設になっている。なので、早く HP に書いているものが実現できるようにもっていかないといけない。令和 4 年度の計画を見ても、そういったことが一言も触れられていない。これは良くないと思われる。

委員

・7 番のみ質問させて頂く。介護保険料の未払いがあるということが分かり、件数や金額は改善されているとはいえ、1,230 件の約 1,720 万円が払われていないということである。回答には、「順次郵送させて頂き回収に努めて参ります。」となっているが、財政非常事態宣言発出中の市の職員として、サービスは提供しなくてはいけないが貰えるものがもらえないというような、このような状況を先ず初めに改善しなくてはいけないと考える。市民税の時もこのような話があって、アウトソーシングしたらどうか等の話が合った。ワークライフバランスを考えるのであれば、シフトを組んで夜に回収に行くとか、どこかに委託するのではなく、自分自身で回収できる時間帯に回収する。経験上、このような方たちは介護保険料だけを滞納しているということは少なく、請求してきたところから順番に払っていくと思われるので、そういったことをしてもらえないか。考えはいかがか。

介護保険課

・介護保険料については、滞納額が一定期間貯まると、介護認定後の介護保険サービスの給付制限等が掛かってくる。ペナルティとして、例えば利用料が 1 割負担だったものが 3 割負担になるなどがある。コロナ前は 12 月に滞納者に個別訪問して督促していた。現在個別訪問はなく、督促状等については赤紙に記載して交付したりしている。ご指摘の通り他の税金や料金も滞納している可能性があるので、今後は個別訪問についてはどうしていくかについても検討したい。納付書を送っても銀行が近くにないので納付できないという声も聞いているので、介護保険料についてはコンビニ納付できる納付書を発送させて頂いて、身近な地域でも納付できるような体制を作ったという状況である。

委員長

・2つ質問をさせて頂きたい。4番と5番に関するものである。4番について、コロナの影響もあって介護予防教室への参加が減ってきている、実績が目標通りとなっていないということは理解している。色々と周知をしているということだが、情報は必要な方皆に本当に届いていると考えているか、もし届いていないとしたら、どういったところに届いていないか、届くために今後どうしたらよいか、考えていることを教えて頂きたいと思う。コロナ禍で外出が憚られる時でもあるので、こういった教室の役割は大きいと思う。なので、出来るだけ多くの人に参加してもらうために、どんな工夫が出来るのかというところを教えて頂きたい。5番について、4か所設置されたということだが、それぞれ4か所について、利用者はどのようにしてそこに行くのか。そこに行くまでにどのくらいかかるのか。もし移動が難しい場合は、代わりにどんな事業を受けることが出来るのか、移動に問題がある場合どのようにカバーしたりフォローしたりするのかということを教えて頂きたい。

介護保険課

・必要な人に情報を届ける仕組みについて、この部分が公的な部分の弱いところであるが、この情報が届かないと教室やいきいき百歳体操の存在を知らない市民が多い。例えば、阪南TVで介護予防拠点の啓発出演を一緒にしたり、関係各所と工夫しながら啓発に努めたい。社会福祉協議会でも委託として、色々な介護予防教室を行って頂いている部分があるので、そういった校区福祉委員なども含めて、広報活動に一緒に協力頂けるように取り組んでいきたいと考えている。共生型介護予防拠点が4圏域に分かれていることについて、もともとは東鳥取に1か所であったが、日常生活圏ということで、市内を4圏域に分けて、皆さんが生活する範囲内で予防拠点を設置して、身近な場所で介護予防を行えるようにしたものである。遠い方からしたら、一番近いところでも、交通の便が悪いということは実際あるかと思われる。交通にどのくらいの時間がかかるというような、具体的な数値は無いが、1か所であるよりも4か所というような形で、身近な施設に身近な地域で行けるようにということで運営をさせて頂いているということになる。

委員長

・その4か所を拠点にしながら、さらに細かい地域で活動がなされるように、百歳体操をするグループを増やすとか、場合によっては公民館と連携する、団体と繋がっていくなどして、より多くの方にサービスが提供できるようにするということがこれからより重要になってくるということで理解して良いか。

介護保険課

・一つの予防拠点で全てを網羅するのは無理だと思うので、公民館講座として介護予防拠点が出向くというような形を取ったり、コロナフレイルゼロ運動について、コロナ禍で閉じこもった高齢者は体力低下や認知力低下が引き起こされてしまう危険性が高いことが分かっているので、アウトリーチ型で出向いて、介護予防について啓発することを合わせて行っている。校区福祉委員会単位で実施しているまちなかサロン、まちなかカフェなどに、専門職の方に出向いてもらって、いつも集まっている集いの場で介護予防であったり、意識啓発をさせて頂いている。そういったところで情報を得た方が、介護予防拠点での集いの場に参加頂くといった流れが出来ればと考えている。

委員

・18 番について、生涯学習の推進という事業について外部評価があり、ほぼ 18 番と同じ質問をした。その際に、生涯学習部より、今後の公民館事業の展開については、健康福祉部と連携を図っていくという回答を頂いた。今後に期待しているので、何かご回答があればお願いしたい。

介護保険課

・生涯学習教育とリンクする話だと実感している。先ずは東鳥取公民館の 1 か所になるが、公民館クラブを対象に、アウトリーチで、他の予防拠点から出向いていくような形で、この介護予防事業を生涯学習とリンクさせながら普及啓発していきたいと考えている。

4. 判定区分等についての協議(非公開)

5.　　その他

事務局

・次回の日程は、8 月18日(木)18 時から、本日同様全員協議会室で開催するので、よろしくお願いしたい。

委員長

・本日の案件はすべて終了した。これをもって第4回阪南市外部評価委員会を閉会する。

以上